

第5回高知県談合防止対策検討委員会 会議要旨

平成24年11月5日（月）14:00～16:00
高知共済会館 3階 「藤」

1 出席者

- (1) 委員
 - ・ 8名
- (2) 事務局
 - ・ 奥谷土木部長、味元土木部副部長、野村土木部副部長、田所建設管理課長 ほか

2 事務局報告事項

配付資料説明に関する質疑

(1) 公正取引委員会の処分決定までの経過について

- (委員) 公正取引委員会の調査の仕方、命令決定までの作業や手順、プロセスなどを知りたい。
- (事務局) 公正取引委員会の調査方法等は情報が来ていないので分からない。県としては、契約案件の一式の書類の提出や県の制度の説明等を行ったが、それ以降の調査については分からない。
- (委員) 違反行為の目的として受注価格の落札防止を図るためというのが最も重要な目的であったのか。もっと別の目的があったのではないか。
- (事務局) 原因や背景については、これから違反を認定された事業者へ行う聞き取り調査にて明らかにしていきたい。
- (委員) 違反行為の期間が遅くとも平成20年4月1日となっているが、理由は公正取引委員会から説明があったか。
- (事務局) 聞いていない。

(2) 独占禁止法に基づく排除措置命令等の措置に伴う県の対応について

- (委員) コンプライアンスについて、いつも出されるのが業者や職員に対する研修であるが、それ以外に政策・体制等の先進的な事例はないのか。公正取引委員会の調査に類するような監査のようなものを毎年建設業者に対してできないか。
- (事務局) なかなか本県以上にやっているところは見当たらない。コンプライアンスというどうしても研修などのイメージになってしまうが、入札制度の見直しやペナルティの強化等と絡めながらコンプライアンスについて検討していきたい。

- (委員) 公取の調査に準ずるような形で毎年調査を積み重ねていくのは非常に有効だと思われるが、それができないのは繰り返していくうちに手の内が読まれてしまうことを危惧しているからなのか。
- (事務局) 県の方で事業者に調査をしていくのは難しい。また、体制等のチェックについては、県・事業者以外の第三者によるものが有効と思われる。
- (委員) 談合は長期間にわたって行われ、国の出先機関も関与し、県建設業協会のトップの方がリードしており、県発注の工事についても県建設業協会の中で行われていたということについて情報が入ってきていたのではないかと。
- (事務局) そのような情報は入っていない。協会が関与していたのなら、独占禁止法第8条違反となっているはずだが、そうはなっていない。
- (委員) 一層ペナルティがきつくなると思うが、企業の存続にも関わるので、談合へのハードルは高くなっていると思う。県も一緒になってコンプライアンスを高めていこうとするシステムも必要ではないか。
- (事務局) 談合がされにくい仕組みづくりはやはり必要だと思っている。県も一緒になってコンプライアンスを確立させていきたい。
- (委員) ペナルティを厳しくするのは真っ先に考える対策の1つだと思うが、今の経済状況が非常に厳しい中で、それが本当に実効性があるのかを確認しておく必要がある。他の地域で、ペナルティを厳しくした結果、良くなった事例はあるのか。
- (事務局) (平成23年に) 談合が認定された3県に談合防止対策をとったその後の状況について確認したが、新たに談合を認定されたということはないとのことだった。防止対策の実効性については、すぐには判断しがたいという話であった。ただ、石川県については、賠償金を30%に引き上げているのだが、引き上げ後に談合が認定されている。
- (委員) 今回県がとった指名停止措置は極めて妥当と評価している。県経済や土木事業者の社会的役割もあり、事業者に残ってほしい思いは皆あると思うが、発注者と受注者の間で、しっかりした節度が必要。

3 談合防止対策の検討の進め方について

配付資料説明に関する質疑

- (委員) 事業者からの聞き取りは集団ではなく、個々の聞き取りになるのか。
- (事務局) そのとおり。
- (委員) 談合をした業者が公正取引委員会に反論せずになぜ簡単に手を挙げたのかを聞いてはどうか。
- (事務局) 公正取引委員会から調査の支障になるようなことはしないで欲しいとのことを言われているので、その公正取引委員会の取調べに関することは困難である。

- (委員) 国土交通省の土佐国道事務所の歴代副所長がミタニ建設工業の社主に情報を漏らしたということであるが、なぜ、そのような協力体制ができたのかを聞いてはどうか。
- (事務局) 国の工事の部分については、現在、国でも調査をしている。そこには我々としても踏み込めない領域になるので、聞き取りは困難である。
- (委員) どのような企業を聞き取りの対象とするのか。
- (事務局) 聞き取りの対象は、県工事で違反を認定された事業者のうち現在入札参加資格のある21者を考えている。
- (委員) 違反認定を受けていない業者には聞かないのか。
- (事務局) 予定していない。入札制度に対する意見は、これまでも高知県建設業協会を通じていろいろと要望をもらっているなので、そういった面では話は聞いている。
- (委員) 県外の事業者のように高知県で談合に加わらないと宣言している業者はいるのか。
- (事務局) 県外大手の中には何度か命令を受けているところもある。また、県内業者については、承知していない。これだけ多くの県内事業者が独占禁止法違反とされた事例はなかったのだ。
- (委員) なぜ談合をするに至ったのか、皆が納得する工事の配分というのがあるのか、総合評価方式よりもよりよい決め方があるのか、高知県職員はどのようにさらにながらばよいかを聞いてはどうか。
- (委員) 公正取引委員会の資料で気になるのは「公共の利益」という言葉だが、競争が実施された後に、実現できる公共の利益というものは一体どういうものなのか。それがないと制度改革の是非や有効性を話し合えないのではないかと思う。
- (委員) その答えはすぐには出ない。個別具体的に挙げていくというのは相当困難な作業がいるのではと思う。

4 その他

- (委員) 優良工事の表彰については影響ないのか。
- (事務局) 調べてみるが、独占禁止法違反となれば取消の対象になったと思う。
- (委員) コンプライアンスの確立及びそれに向けた改善計画の策定について、速やかに県に報告をするよう協会に通知しているが、どのくらいでできる見込みか。
- (事務局) 1 か月は長いかなという印象はある。2 週間程度でと思うが、時間に縛られ、よりよいものができなくても困るので、しっかり検討・議論をいただいて、その中でできるだけ早くという趣旨で、期限を明示していない。